

前回の審議会（3月8日）において出された諮問書案に対する主な意見等

項 目	意 見 等
介護老人福祉施設における個室の室料負担について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室化とその室料負担については、民間参入を展望すると規制緩和が必要。 ・ 国や地方自治体の補助が入っている老人保健施設における室料負担との整合性を考えるべき。 ・ 補助金が入れば室料負担を一切認めない整理は厳しすぎるので、入居者の選択で幅を拡げるべき。 ・ 室料負担には反対であり、補助金との関係は税制等も含めて整合性ある整理が必要。
介護老人福祉施設における個室化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームの居室は寝室であり、狭くても個室化の促進が必要。 ・ 差額負担と個室化の問題は別の問題として考えるべき。
第2号被保険者の保険料について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被用者保険には保険料率上限があるため、新たな介護給付費納付金は給付費支払いに支障をきたす。 ・ 健康保険制度の運営に重大な影響がある問題を明確にせず、手続きを先行させるのは反対。 ・ 第2号被保険者保険料をめぐる問題について、医療保険担当部局からの方針説明を求めたい。 ・ 健康保険だけではなく、国民健康保険についても料率のあり方等を検討すべき。
低所得者の利用者負担等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者も高所得者も同じようにサービスを受けられるよう執行上配慮することを明確にすべき。 ・ 個室の差額負担を反対する前に、先ず利用料の減免等を検討すべき。 ・ 保険料滞納者の問題は、低所得者対策と連動して考える必要がある。
指定事業者に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定事業者に係る情報提供システムについては、跨大事項のチェックが必要。 ・ インターネットを利用しない一般の高齢者への情報提供についても工夫すべき。 ・ 指定訪問介護事業者について、2級以上の研修修了者と3級研修修了者との構成を知る権利を、利用者に保障すべきである。

11.9.16
 参 考

項 目	意 見 等
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村に対する居宅介護サービス計画の提出は、すべての居宅介護支援事業者に義務化すべき。・ 国保連には苦情処理体制がないため、都道府県が処理を行う場合の補完的位置付けとされたい。・ 居宅介護支援事業者については、利用者が安心して相談等できるよう非営利の運営とすべき。・ 居宅介護支援事業者を非営利に限定せず、良いサービスを競争させて利用者を選択させるべき。・ 介護療養型医療施設の食堂・浴室の取扱いについては、期限を付すのかどうか明確にすべき。